

国立大学法人鹿屋体育大学有料広告掲載取扱規則

（令和 8 年 3 月 1 9 日）
規 則 第 1 4 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学（以下「本学」という。）が管理及び制作する媒体に、民間企業等から募集した広告を有料で掲載することにより、その収益による広報活動の充実及び本学施設等の維持管理を図ることを目的として、有料広告の取扱いに関する必要な事項を定めるものである。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）本学ウェブサイト 本学の組織名を冠して、インターネットを利用した情報発信サイトをいう。
- （2）広告媒体 次に掲げるもののうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 本学ウェブサイトにおけるバナー（本学ウェブサイト上に表示される帯状又はのぼり状の広告をいう。以下同じ。）
 - イ 本学が作成する広報誌、冊子、封筒等の印刷物
 - ウ デジタルサイネージ等の電子掲示板
 - エ 本学の施設における指定の区画
 - オ その他広告掲載が可能なもので学長が認めたもの
- （3）民間企業等 民間企業、国、地方公共団体その他の団体等をいう。
- （4）広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載することをいう。
- （5）広告 文字又は画像で表示された情報で、広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）の希望する内容又は広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。
- （6）役職員 本学に在籍する役員及び教員並びに職員（非常勤職員を含む）

（広告掲載を行うことができる者の要件）

第 3 条 広告掲載を行うことができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。
ただし、第 8 号に掲げる者のうち、広報室長が特に認める者についてはこの限りではない。

- （1）法令等に違反している者
- （2）暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足る相当の理由がある者

- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定める風俗営業を営む者
- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）に定めるインターネット異性紹介事業を営む者
- (5) 本学から建設工事、物品の購入及び製造、役務その他の契約に関する取引停止の措置を受けている期間中の者
- (6) 国、自治体等から違法又は不適当な行為により営業停止その他の処分を受けている期間中の者
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続中の者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続中の者
- (8) その他次に掲げる商品又はサービスを取り扱う者
 - ア 調査会社、探偵事務所等に関するもの
 - イ 銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの
 - ウ 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引又はこれに類する取引に関するもの
 - エ 前払式割賦販売等（許可業者を除く。）に関するもの
 - オ 医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品に関するもの
 - カ 消費者金融に関するもの
 - キ たばこに関するもの
 - ク 賭博に関するもの
 - ケ 法令等による規制の対象となっていないが、社会的に問題となっているもの

（広告掲載の基準）

第 4 条 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当し、又はそのおそれがある場合は、掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの
- (4) 政治性又は宗教性があるもの
- (5) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの
- (6) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (7) 虚偽若しくは事実と異なる内容を含む、又は事実を誤認させるおそれがあるもの
- (8) 比較広告
- (9) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (10) その他掲載する広告として広報室長が不適当であると認めるもの

2 前項に規定する掲載をしない広告内容の具体例は、別表 1 のとおりとする。

（広告の募集）

第5条 広報室長は、広告掲載の募集を随時行うことができるものとする。

(広告掲載の申請)

第6条 広告掲載を希望する者は、広告掲載申請書(別紙様式第1号)に会社概要及び掲載しようとする広告の版下原稿、図案等を添えて広報室長に申請するものとする。

(広告掲載の審査手続)

第7条 前条の申請を受けた広報室長は、第3条に定める要件及び第4条に定める基準に基づき掲載の可否を審査した上で、広告掲載に支障がないと認められるときは、速やかに審査結果を学長に報告し、その承認を得るものとする。

2 学長は、前項の審査結果を適当と認めるときは、広告掲載を承認するものとする。

3 広報室長は、前2項の広告の掲載の結果を広告掲載審査結果通知書(別紙様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(広告主の責任等)

第8条 広告の内容等に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に係る財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、本学に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという申し出があった場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

4 広告原稿の作成及び設置(原状回復含む)に係る経費は、広告主の負担とする。

(広告の規格及び掲載料)

第9条 広告媒体に掲載する広告の規格及び掲載料は、広報室が別に定めるものとする。

(広告掲載料の納入等)

第10条 広告主は、広告掲載料を本学が指定した預金口座へ指定された期日までに一括して納入しなければならない。

2 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責に帰さない事由により広告を掲載しなかったときは、広告掲載料を返還することができる。

3 役職員が民間企業等に対して自ら働きかけを行ったことにより、当該民間企業の広告掲載に寄与したと認められる場合の広告掲載料の取扱いについては、学長が別に定める。

(広告掲載の取消し)

第 11 条 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の承認を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告の版下原稿又は図案等が提出されないとき
- (2) 指定された期日までに広告掲載料が納入されないとき
- (3) 広告掲載を許可した後に、広告主が第 3 条の要件にあたることが判明したとき
- (4) 広告掲載を許可した後に、広告主の責により、広告が第 4 条の基準に反すると考えられるとき
- (5) 第 5 条に定める広告掲載申請書及び添付書類等の記述に虚偽がある等、信頼関係を損なう事実が判明したとき
- (6) その他学長が広告掲載の承認を取り消すことを必要と認めるとき

(広告掲載履行報告)

第 12 条 広報室長は、広告掲載に係る履行状況について、広告掲載履行報告書(別紙様式第 3 号)により、広告主に報告するものとする。

(事務)

第 13 条 この規則の運用に係る事務の取りまとめについては、広報・企画室において行う。

(その他)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 4 条第 2 項関係）

掲載しない広告の内容	具体例
(1) 法令等に違反するもの	ア 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
(2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの	ア 暴力、賭博、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定、美化したもの イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれがあるもの ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれがあるもの オ 射幸心をあおる表示又は表現 カ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
(3) 基本的人権を侵害するもの	ア 他の者を誹謗、中傷、名誉毀損、信用毀損、業務妨害若しくは排斥するもの又はそのおそれがあるもの イ 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの ウ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
(4) 政治性又は宗教性があるもの	ア 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの（選挙広告を含む。） イ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれがあるもの（政党広告を含む。）

	ウ 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれがあるもの（宗教団体の広告を含む。）
(5) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの	ア 個人又は団体の意見広告 イ 国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義若しくは主張又はこれらを含むもの
(6) 内容又は責任の所在が不明確なもの	ア 代理店募集、副業、内職、会員募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なもの イ 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法又は返品条件等が不明確なもの ウ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの エ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないもの
(7) 虚偽若しくは事実と異なる内容を含む、又は事実を誤認させるおそれがあるもの	ア 統計、文献、専門用語等を引用し、又は取引等に関して表示すべき事項を明記せずに、実際よりも、又は他の事業者のものよりも著しく優良若しくは有利であるかのように消費者を誤認させる表示又は表現（合理的な根拠を示す資料を求めたときに提出されない場合は、不当な表示とみなす。） イ 誇大な表現を含むもの ウ 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して権威づけようとするもの エ 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの オ 他人名義の広告 カ 粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの キ その他消費者を誤認させるおそれがある表示又は表現（編集記事とまぎらわしい体裁・

	表現で、広告であることが不明確なものを含む。)
(8) 比較広告	ア 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの イ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの又は第三者が推奨若しくは保証する記述があるもの
(9) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの	ア 水着姿又は裸体姿等で、広告内容に無関係で必然性のないもの イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現 ウ 残酷な描写その他の善良な風俗に反するような表現 エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの オ ギャンブル等を肯定するもの カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
(10) その他広報室長が不適當であると認めるもの	ア 本学が広告主を支持し、又はその商品若しくはサービス等を推奨し、あるいは保証しているかのような表現のもの（本学が別に認証等を行っている商品又はサービス等に係るものを除く。） イ 品位を損なう表現のもの ウ 詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるもの エ 私設私書箱及び電話代行サービス等に関するもの オ 投機を著しくあおる表現のもの カ 債権取立て、示談引受け等に関するもの キ 占い、運勢判断等に関するもの ク 通貨又は郵便切手の複写の使用 ケ 謝罪、釈明等に関するもの コ 尋ね人、養子縁組等に関するもの サ 人事募集又は解雇広告に関するもの シ 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの

	ス 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの セ デザイン及び色彩が著しくけばけばしく、広告媒体との調和を損なうと認められるもの ソ 懸賞等の景品類を提供するものやクーポン付きのもの タ その他社会的に不適切なもの
--	--

年 月 日

国立大学法人鹿屋体育大学
広 報 室 長 殿

(申請者)
住所
商号又は名称
代表者氏名

広告掲載申請書（兼 誓約書）

国立大学法人鹿屋体育大学有料広告掲載取扱規則（以下、「規則」という。）第 6 条の規定により、下記のとおり広告掲載を申請します。

なお、広告の版下原稿、図案等に関する著作権等関係諸法令の確認及び必要な手続については、全て申請者の責任において確実に実施し、規則第 8 条に定める責任は申請者が負うことを誓約いたします。

記

1. 広告主名 (所在地)		() ※申請者と同一の場合は記入不要	
2. 広告媒体の種類		☐ バナー広告 ☐ 印刷物広告 ☐ 電子掲示板広告 ☐ 施設広告	
3. 広告の掲載回数 又は期間		回 (補足説明：) 年 月 日 ~ 年 月 日	
4. 広告の掲載場所 又は枠数		(枠)	
5. 広告の規格等	バナー広告	リンク先 URL	
	印刷物広告	サイズ	
	電子掲示板広告	サイズ・形式	
	施設広告	サイズ	
6. 担当者の所属・職名、 氏名及び連絡先	所属・職名		
	氏 名		
	電 話		
	E - m a i l		
7. 広告掲載を紹介した本 学関係者の氏名			

注) 会社概要等及び掲載しようする広告の版下原稿、図案等を添えて、申請するものとする。

年 月 日

(広 告 主) 様

国立大学法人鹿屋体育大学
広 報 室 長

広告掲載審査結果通知書

年 月 日付けで申請のありました国立大学法人鹿屋体育大学の広告掲載について、次のとおり通知いたします。

記

1. 区分	☐ 掲載	☐ 不掲載
	理由：	
2. 掲載媒体名		
3. 掲載期間・号	☐ 年 月 日 ～ 年 月 日 ☐ ()号	
4. 掲載規格		
5. 掲載料		
6. 広告の取消期限	広告掲載を取消される場合には、__年 月 日までに文書にて申請してください。上記期日を超過した場合、掲載媒体編集の都合上、原則として広告掲載の取消しは受けかねます。	
7. 掲載料の納入等	支払に係る書類を同封いたしますので、__年 月 日までにお振り込みください。なお、振込手数料はご負担いただきますようお願いいたします。	
8. 備考		

年 月 日

(広 告 主) 様

国立大学法人鹿屋体育大学
広 報 室 長

広告掲載履行報告書

年 月 日付けで通知しました国立大学法人鹿屋体育大学の広告掲載について、
次のとおり履行している旨報告いたしますので、ご確認ください。

記

履行を証する方法		
☐	バナー広告	広告掲載の公式ウェブサイト URL
☐	印刷物広告	印刷物送付 ()
☐	電子掲示板広告	広告掲載状況写真
☐	施設広告	広告掲載状況写真